令和５年１２月 回答分

手紙の概要	回　答
ＪＲ南草津駅の西口周辺から川の下中央の交差点に至る道路は、ケヤキを並木道として造られましたが、路面はごみが溜まっています。 側溝もごみが溜まり、ボウフラが湧いています。 また、ケヤキ並木が伸び過ぎてムクドリの大群が押し寄せ、糞や羽毛、騒音、悪臭などが日々続いていますので、次の４点を要望します。 １ ケヤキ並木の適正な剪定と落ち葉対策など誰もが気軽に通行できる模範的な道路環境の整備。 ２ 道路沿いの幅広い花壇は自転車や歩行者の事故の原因と、極端に道幅を狭くしています。年間のほとんどが雑草と伸びた植木です。 ３ 歩道にあるU字溝は、足をくじいたり、ごみ溜めになって機能は全くしていません。 ４ 通り全体に水を流す通路を設置していますが、現実にはごみ溜まりやボウフラが湧く通路になっています。完全撤去が必要です。	今回の御意見について、次のとおり回答しますので、御理解をお願いします。 １ 当該市道については、区画整理事業の地権者等で構成される組合員の方々が、より良い街並みにしていきたいという思いの中から、景観を考慮したケヤキ通りであり、街路樹の無剪定区域になっていますが、ムクドリが集まることによる、鳴き声の騒音や糞等による道路の汚れ、悪臭などの多くの被害をもたらしていることから、令和３年度と令和４年度で例外的に高木に対する強い剪定を行い、令和５年度は樹形を整える剪定を予定しています。 また、この剪定に加えて、ムクドリが嫌がる音を出す追払いも実施し、一定の被害軽減は見られるものの被害の根絶には繋がっておらず、地域の皆様や通行される方々に御迷惑をおかけしている状況で、全国的な問題となっているムクドリ対策については、現時点で根絶に至るまでの対策はないものの、今後も継続的に様々なムクドリ対策を行うことで、被害軽減に努めています。 ２ 南草津ケヤキ通り沿いの植栽帯の低木については、年１回の剪定、植栽帯の中から生える雑草は年２回の頻度で除草しています。 また、低木が通行者の見通しを悪くしている等、通行の支障となっている箇所は応急的に剪定を実施しています。 植栽帯については、ケヤキ通りと同様に区画整理事業の中で組合員の思いで設置しているものであることから、撤去はいたしかねますが、今後も適切な管理に努めます。 ３・４ 南草津ケヤキ通りのＵ字側溝等の排水構造物については、ケヤキ通りと同様のコンセプトに基づき設置していることから、撤去はいたしかねますが、地元とも協議しながら凹みをなくす方策がとれないか検討し、適切な管理に努めます。 【建設部　道路課】

令和５年１２月 回答分

手紙の概要	回　答
１ まめバスの本数が少なすぎる。せめて、主要施設機能を駅前に集約させるか、バスの本数を増やしてください。 ２ まちづくりセンターになったことで、サービスが低下しました。コンビニで諸証明の発行ができることは便利ではありません。市民センターで職員の案内で発行する方が利用者として安心です。 ３ まちづくりセンターの講座が少ないです。「学びの場」として提供してください。	今回の御意見について、次のとおり回答しますので、御理解をお願いします。 １ まめバスについては、運行開始から１０年以上が経過し、大きな路線再編やダイヤ改正を行っていないことから、現在の利用者や市民の方等のニーズを調査し、路線再編等を行う予定です。また、現在、バス業界については、バス運転手不足や労働時間の短縮に伴い、現状よりも増便することは難しい状況であることから、まめバスの路線再編の際は、ニーズ等を踏まえ各地域の生活拠点を中心とした公共交通ネットワークを構築します。 【都市計画部　交通政策課】 ２ 地域まちづくりセンターは、平成２９年４月より指定管理者制度による施設の管理･運営を行い、市民センターで行っていた諸証明の発行業務については、マイナンバーカードを使ってコンビニ等で取得できるようになったため、平成２８年度末で終了し、現在の地域まちづくりセンターでは行っていません。 また、コンビニ等での諸証明の発行については、土曜・日曜・祝日を含む午前６時３０分から午後１１時まで（メンテナンス時を除く）利用可能であり、市役所やまちづくりセンターの業務時間帯以外も御利用できます。コンビニ等にある証明書発行のためのマルチコピー機の画面には、随時、操作案内が表示されてあり、店員に使用方法を尋ねなくても御利用可能ですが、今後もより多くの皆さまに安心して御利用できるよう、利用方法も含めて、広くお知らせします。 【まちづくり協働部　市民課】 ３ 地域まちづくりセンターを「学びの場」として提供することについては、各指定管理者で親子や高齢者を対象とした講座、趣味の講座など、利用者の意見も踏まえ、地域の実情に応じた各種講座が実施され、また、まちづくり協議会の事業としても、センターを活用して、防災や人権などに関する講座が実施されています。今後もより一層、地域や利用者のニーズをとらえて、「学びの場」として活用できるよう、各地域まちづくりセンターのセンター長が集まる会議の場でも周知します。

令和５年１２月 回答分

手紙の概要	回　答
	なお、まちづくり協議会の事業の一つとして、地域まちづくりセンターや小学校等の施設で、「ふれあいまつり」などが行われていますが、様々な世代の方々が一緒に楽しみ、交流することを目的に開催されるものであり、地域のつながりが希薄化する現在の状況において、地域住民のコミュニティの活性化につながっているものと考えています。 【まちづくり協働部　まちづくり協働課】
上の子どもが認可外保育施設、下の子どもが小規模保育施設に通っています。 上の子どもが認可外施設に通っているため、下の子どもの保育料の算定では、上の子どもは兄弟カウントに含まれず、第１子と同等で62,100円支払っています。 子どもの保育料の決定に認可外も認可も関係ないのではないでしょうか。 これでは子どもが増えないと思います。	本市では、きょうだいがいる場合の保育料の軽減については、国の基準に基づいて実施し、就学前の範囲内にお子様がいる世帯において、保育認定により保育所をはじめとする保育施設等をきょうだいで同時に御利用の場合は、第２子の保育料を半額とし、この保育施設等については、国の政令で定められていることから、認可外保育施設は対象外となっています。あなた様の世帯については、お子様が２人いますが、上のお子様が認可外保育施設に通園されていることから、国の多子軽減の基準に当てはまらず、下のお子様のみで多子軽減の判定を行うため、第１子としての保育料の負担が必要です。 現時点では、認可外保育施設に通園されている方を含めた市独自での保育料のきょうだいカウントは考えていませんが、「草津市子育て６つの楽だ」を今年の９月からスタートしましたように、国の動向や他市の事例も参考にしながら、今後も子育て施策の充実に努めていますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　幼児課】